

平成29年度茅ヶ崎市防災会議第6回専門委員会議録

議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 広域避難場所の検討状況に係る説明会を踏まえたQ&A(案)について</p> <p>(2) 広域避難場所の見直しに係る検討報告書(案)について</p> <p>2 その他</p>
日時	平成29年12月20日(水曜日) 15時00分～16時50分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>関澤愛委員、岩見達也委員</p> <p>(事務局)</p> <p>山田市民安全部長</p> <p>防災対策課(大竹課長、橋村課長補佐、掛川主任、臼井主任)</p> <p>都市政策課(関野課長、加藤課長補佐)</p> <p>(受託業者)</p> <p>株式会社八州(山田、新明、酒本)</p>
会議資料	<p>茅ヶ崎市防災会議第6回専門委員会議次第</p> <p>広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施を踏まえたQ&A(案)</p> <p>平成29年度広域避難場所の見直しに係る検討報告書(案)</p> <p>広域避難場所全体図</p> <p>広域避難場所台帳</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	<p>議題(2)については、公開とすることで相手方の正当な利益を害するおそれがあるため、また、検討、協議段階の未成熟な情報が含まれているため、公開とすることで市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>
傍聴者数	5名

■開会

○事務局（大竹課長）：それでは定刻になりましたので、これより第6回専門委員会議を始めさせていただきます。委員の先生方におかれましては大変ご多忙の中、また、遠路本市にお越しいただきまして大変ありがとうございます。

それではまず本日の進め方につきましてご説明をさせていただきます。本日は、本市が行います大規模地震火災避難対策検討業務、すなわち広域避難場所の安全性の再検証や新たな候補地の検討を行う業務に対し、茅ヶ崎市防災会議条例第4条に基づき任命させていただきました専門委員の皆さまから、ご意見やご助言を頂く場として開催させていただくものです。本日が全6回のうちの、最終の6回目ということになります。本当に長い間、先生方にはお世話になりまして大変ありがとうございます。本日はこれまでの最終ということで、議論のまとめを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本市は木造密集地域が大変多く存在し大規模延焼火災のリスクが高く、避難場所となります。広域避難場所については、市民の皆さまも大変関心が高いことから、原則公開として進めさせていただいておりまして、本日も5名の方に傍聴いただいております。これまでの会議におきましても、民有地に関する情報や検討段階にある内容につきましては、一部非公開として行わせていただきましたが、本日の会議内容のうち、議題の（2）広域避難場所の見直しに係る検討報告書（案）につきましては、民有地に関する内容を含んでいることから、公開とすることで相手方の正当な利益を害する恐れがありますので、非公開として行わせていただきます。

また、本日の配付資料につきましても、傍聴者の皆さまには、民有地に関する内容を含む資料を除いた資料のみをお配りさせていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。なお、本日の内容につきましては、これまでと同様に非公開部分を除きまして、議事録をホームページで公開してまいりますので、併せてご承知おきください。

それではお手元にご用意させていただきました資料のうち、次第に従いまして進めさせていただきます。本日の議題は2つございます。これまでと同様に議題ごとにご説明させていただきます。専門委員の皆さまよりご意見やご助言を頂きながら進めさせていただきます。

それではまず議題（1）広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施を踏まえたQ&A（案）につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。

■議題（1） 広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施を踏まえたQ&A（案）について

○事務局（臼井主任）：議題（1）広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施を踏まえたQ&A（案）についてご説明させていただきます。

前回、会議の中で説明会で出された意見についてご説明させていただきましたが、主な意見に対する市の考え方をQ&Aとしてまとめさせていただきました。主な内容についてご説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。「広域避難場所の検証方法に関すること」についてということで、一つ目の問い、「広域避難場所に隣接する工場の火災について」です。工場火災の発生により広域避難場所の一部ないし全てが使用できなくなる可能性はありますが、これらは災害対応の問題として捉え、避難誘導等により対応を行うとし、工場火災の影響は考慮せずに指定を行うというように考えております。

続いて問3。「神奈川県大震火災避難対策計画に記載のある、安全面積を算出する際の必要前

面距離300m」についてですが、浜田理論を基に必要前面距離を算出していることに変わりはなく、昭和46年当時は全て「純木造建築物、建ぺい率40%、風速12m/s」という条件の基、最悪の事態を想定して算出された距離が300mです。今回の検証は、建築物の構造、実態に則した建ぺい率等を踏まえ、精緻に計算を行っているため、300mとはなっておりません。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらに関しては「新規指定の考え方に関すること」として、問2「新規指定の基本的な考え方の安全面積1万m²の要件は適切かどうか」というものに対してですが、県計画の10万m²というのは、広域避難場所の候補地の予備選定において参考としている敷地面積です。今回の検証では敷地面積を要件とするのではなく、延焼火災により輻射熱の影響を計算し、輻射熱の影響がない安全面積を指定要件としているため、単に敷地面積に基づくものよりも適切な要件と考えております。

続いて6ページをご覧ください。「避難に関すること」の項目のうち問1「周りがクラスターで囲まれている広域避難場所にはどうやって逃げ込めばいいのか」についてですが、火災からの避難は発生箇所、風向き、風の強さによって異なり、自分の位置と火災の発生場所や風速等から避難する方向を判断しなければなりません。ですので火災の発生状況、気象の状況に応じて、できる限り幅員の広い道路を選択して避難する必要があると考えております。また、万が一、広域避難場所周辺で延焼火災が発生し近づく危険だと判断される場合は、他の広域避難場所や、延焼火災のおそれの低い地域への避難を検討してもらう必要があると考えております。

続いて8ページをご覧ください。問5「広域避難場所の収容人数以上の人が来たらどうするのか」ということについてですが、災害時に避難場所の人数管理を適切に行うことは困難であり、収容定員を上回る可能性は否定できません。そのため、より多くの広域避難場所を知っていただくための周知活動を行うことや、広域避難場所の指定については、収容定員に余裕のある指定を行う必要があると考えております。

続いて9ページをご覧ください。問8の「避難経路は定められているのか」についてですが、第5回専門委員会でも議論させていただきましたが、広域避難場所に避難するための避難道路・避難経路は定める予定はありません。幅員が広く、かつ両側が木造密集市街地でない道路が適切な避難経路として推奨されますが、本市の道路事情や木造家屋の密集状況を踏まえると、避難道路・避難経路を定めることは困難な状況であるため、延焼火災からの避難行動について周知を図ること、発災時に適切な行動を取っていただけるよう、啓発を行っていくこととして考えております。議題（1）についての説明は以上となります。

○事務局（大竹課長）：ただ今、議題（1）ということで、先般開催させていただきました説明会におきます、ご質問を中心としたQ&Aということで資料のご説明させていただきました。これにつきまして委員の皆さまから何かご意見などお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○関澤委員：説明がなかった番号のものについては、これは質問がなかったということですか。

○事務局（大竹課長）：今はそれぞれのページで主だったところだけをピックアップしてご説明させていただきましたので、内容につきましてはそれ以外のものでも結構ですし、説明が必要な部分につきましてはおっしゃっていただければと思います。

○関澤委員：いずれにしてもこれは過去形なのですね。もう終わったことで、ご報告いただいたということでよろしいですか。

- 事務局（大竹課長）：そうです。
- 岩見委員：これは報告書には載らないのですか。
- 事務局（橋村課長補佐）：説明会自体は終わってしまっているのですが、今後報告書とは別に、見直しの結果の説明の場や普段の窓口応対の中で、Q&Aを活用していきたいと考えています。
- 関澤委員：私からの提案です。皆さん関心があるし、皆さんに関係のあることですので、このままの文章かどうかは別としても、質問の趣旨、回答の趣旨を見やすいパンフレットみたいなかたちにして、広域避難場所と避難について、やはり何らかのかたちで啓発資料として配布していただきたいと思います。
- 事務局（大竹課長）：今日ご意見を頂いたものの中で、こちらの資料が確定されれば、ホームページや先生がおっしゃった印刷物のようなものにして、市民の皆さまに。
- 関澤委員：ホームページが一番いいですね。特に避難場所の避難経路が定まっているのかとか、周りをクラスターで囲まれた避難場所についてはどうしたらいいのかとか、幾つか本当に悩むところがあります。市としても本当はクラスターに囲まれていないところを探したいところなのですが、特に南部の地域を考えればそういうことは言っていられないので、避難路は特に決めないし、風向きとか延焼状況を個々には詳しく指示できないので、どうか市民で情報を得て判断して、安全なほうの避難場所に逃げてもらいたいと。そういったメッセージはむしろ出したほうが親切だと思います。
- 事務局（大竹課長）：分かりました。
- 関澤委員：そういうふうに書かれていましたので、大事な幾つかのところは。どこの自治体でもそうですけれども、市民は「市が誘導してくれるだろう」と思って待ち構えています。「なぜ誘導しなかったのだ」と怒られたりするので、まずは「基本的に無理です」と。いろいろな広報はするけれども、風向きも変わるし、「誰がどこに行けばいいか」ということは地域ごとに指示するのは大変難しいのだと。従って複数の広域避難場所を知ってもらって、できるだけ安全なほうを判断してくださいと。
- もう一つ、安全に逃げる一番の方法は、大火になる前に避難することです。私はいつも「空振り覚悟が命を救う」と言っています。空振り覚悟で燃える前に早めに避難すれば、狭い道路でも避難できます。茅ヶ崎市では「ぜひ早めの避難を心掛けるようにしてくれ」と。市の避難誘導が遅れる可能性が無きにしても非ずだから、待たずに自分で判断して行ってくれと。大規模火災になるかならないか見極めてからというよりは、やはりならない場合があったとしても早めに避難をすると。茅ヶ崎市内で震災時に複数で火災が起きる場合は、やはり糸魚川のように飛び火の発生もありますので、Q&Aにはなかったですが、「早めに避難しましょう」ということを言うのが一番大事なことかなと思います。
- 岩見委員：全く同感です。私も6ページの避難に関するところのところで、「クラスターで囲まれている広域避難場所にどのように逃げ込んだらいいか」ということについては、「火災が及ぶ前に早く避難する」というところをまず書いていただきたいなと感じました。非常に重要なことだと思っています。
- 関澤委員：私は特にほかにはございません。Q&Aに関しては、よろしいですか。
- 事務局（大竹課長）：よろしいでしょうか。今お話いただきました、市民の皆さまの防災の知識だとか意識に関わる部分については、本市のほうでしっかり普及啓発というのをしていかないといけないと思います。その辺はQ&Aと併せて、それ以外の場面でもあらゆる機会を通じ

て徹底して努めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○関澤委員：よろしくお願ひします。

○事務局（大竹課長）：それでは続きまして議題（2）に進ませていただきます。議題の（2）につきましては、冒頭でご説明させていただきましたとおり、広域避難場所の候補地に関わりまゝ民有地を含む内容となっておりますので、ここからは非公開とさせていただきます。なお、3「その他」については公開で行わせていただきますため傍聴可能となりますが、傍聴を希望される方につきましては、3「その他」までに時間を要しますことを、あらかじめご了承ください。なお、議題（2）の資料につきましては、抜粋ではございますが、配布をさせていただいております。今後これまでの検討結果を踏まえ、各施設管理者との協議を進め、今年度末を目途に新たな広域避難場所を指定していきたいと考えております。また、指定の結果につきましては、あらためて説明の機会を設けさせていただきたいと考えております。それでは本日お越しいただきました傍聴者の皆さまにおかれましては恐れ入りますが、ご退席いただきますようお願いいたします。

○関澤委員：皆さんが退席する前に一言だけ。民有地の情報以外は公表されるのですか。

○事務局（大竹課長）：そうです。

○関澤委員：公表されるのは何章のところまでですか。

○事務局（大竹課長）：4章のところまでについては本日お配りしています。

○事務局（橋村課長補佐）：4章の第1節までです。21ページの上段までです。

○関澤委員：最終的に避難地として指定された場所は、いずれにしても公表しないとイケないですよ。

○事務局（大竹課長）：そうです。

○関澤委員：民有地だからといって公表しなければ、避難地として指定した意味がないのです。いつのタイミングで公表されるのですか。

○事務局（大竹課長）：本年度末を目途に今、それぞれの施設の管理者の皆さまと協議をしています。

○関澤委員：まだ民有地の相手先との折衝が全部終わっていないから、公表できないということですか。

○事務局（大竹課長）：そうです。

○関澤委員：了承を得て発表できる段階になったら、もちろん皆さんにお知らせするという理解でよろしいですか。

○事務局（大竹課長）：そうです。そこら辺のところは周知を行っていきたくて考えています。法律に基づく指定緊急避難場所として指定する際の同意を頂きますので、今はその同意に向けた協議をして、あと細かなところはマニュアルというカタチで整えさせていただいております。その辺の手続きを経て最終同意を得られたところで、本年度中の指定緊急避難場所指定に向けて今は並行して鋭意行っております。指定したあかつきには、当然市民の皆さまには知っていただかなければイケませんので、説明の機会などを設けてその辺のところはお伝えしてまいりたいと考えております。

○関澤委員：それと第5章の今後の取り組みはどうなっていますか。

○事務局（大竹課長）：今後の取り組みについても、その辺のところの手続きが整いましたら報告書自体も公開していきたいと考えております。

- 関澤委員：取りあえず今の段階では、一部を除いて公表ということになると。
- 事務局（大竹課長）：はい。
- 関澤委員：5章は付いていないですね。5章は何ページですか。
- 岩見委員：5章は25ページです。
- 関澤委員：自助、共助、公助と書いてあるので、公表しないと駄目な資料ですが、これは公表できないような内容なのですか。
- 事務局（橋村課長補佐）：今日の段階では、先生のご意見を頂く前の非常に柔らかい段階です。
- 関澤委員：5章というのも当然、いずれ公表すべき内容です。傍聴されている方もいらっしゃるのでは、納得できるようなかたちで公表の時期があるということを理解していただくことが必要だと思います。
- 事務局（大竹課長）：その段階を迎えたら、お伝えしてまいりたいと思います。
- 関澤委員：分かりました。

<傍聴者退席>

■議題（2） 広域避難場所の見直しに係る検討報告書（案）について

- 議題（2）について事務局より説明を行い、委員から意見等を伺った。

<傍聴者入室>

■その他

- 事務局（大竹課長）：それでは3その他に入らせていただきます。特に事務局のほうからご用意しているものはないのですが、冒頭申し上げたとおり、今回の広域避難場所の見直しの検討につきましては、本日が最終日ということになります。先生方には本年1月より行ってまいりました見直しの内容につきまして、本日の内容でまとめ上げさせていただきますけれども、全体を通して何かご意見や感想などがあればお伺いできればと思います。
- 岩見委員：特に意見はないですが、住民の方に活用していただいて、より皆さんに火災の危険性やどういう避難をするかというのをご理解いただくことが大切かと思っておりますので、引き続き頑張っていただきたいなと思います。
- 事務局（大竹課長）：どうもありがとうございました。それでは関澤先生、お願いいたします。
- 関澤委員：加藤先生は従来から茅ヶ崎市で住民とのワークショップなどを行っているかと思うのですが、広域避難場所が公表できる段階になったときに、こういう資料を配るだけでなく、せっかくですので、シンポジウムや講演会などを行うのも一つかなと思います。
- 事務局（山田部長）：日本で有数の専門家の方々方が3人集まっていたいただいて検討ができたということで、うちの市だけではなく、ほかの市も注目されているところだと思いますので、職員一同感謝しているとともに、それを先生方にやっていただいたことも含めて、きちんと世間に伝えられるように考えたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- 関澤委員：3人ともNHKの「MEGA・CRISIS」に出たり、糸魚川火災もありましたので、それぞれに話のネタはたくさんお持ちですし、縁があるので、利用していただいて結構

です。

○事務局（山田部長）：市民の方もかなり聞きたいことが結構あると思うので、またそのときには是非ご協力をお願いしたいと思っています。ありがとうございました。

■閉会

○事務局（大竹課長）：これで閉会とさせていただきますが、委員の先生方におかれましては本当にご多忙の中、遠路、本市までお越しいただき会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。われわれも職員として、また、市民の安全を守る立場からも、非常にご縁があつてこうやって一緒にいさせていただいたことを大変誇りに思いますし、良い経験になりました。長期にわたりまして大変ありがとうございました。それではこれもちまして、第6回専門委員会議を終了させていただきます。